

## 江原道遺族会訴訟一審判決別紙

### 原告らの主張

(東京地裁1996年11月22日判決より)

[→戦争・植民地被害者の被害事実—戦後補償裁判の記録から](#)

[→HOME](#)

(一) 原告金景錫（一九二六年四月二七日生）

(1) 被害者

氏名 金 [ ]（創氏名・金城 [ ]）

本籍 大韓民国慶尚南道昌寧郡昌寧面橋下里 [ ]

生年月日 一九二〇年四月一四日生

(2) 強制連行前の生活状況等

原告金景錫及びその兄である金 [ ]らは、一九四〇年ころ、両親、姉、妹、末弟の七人家族で、大韓民国慶尚南道昌寧郡昌寧邑屹里一一一番地に居住していた。原告金景錫らの父は漢文の先生をしており、生活は中程度であった。

一九四二年一〇月ころ、金 [ ]に対し、徴用令状が到達した。原告金景錫らの父は、新羅の王家の血を引く慶州金氏の家では長男である金 [ ]が家系を継ぐべきであると考えていたので、金 [ ]を生命身体に対する危険が大きい強制徴用から逃れさせようと考えた。そこで、人を介して、日本人面長の河村 [ ]と交渉し、次男である原告金景錫が強制徴用に応じる代わりに、金 [ ]は強制徴用を免除してもらうこととなった。

(3) 原告金景錫の強制連行の状況等

当時一六歳であつた原告金景錫は、「家系」の重さと「家族のため」を考え、金景錫の身代わりとなつて強制徴用に応じ、「面事務所に出頭した。原告金景錫の身柄は、京城の職業紹介所に連行された後、「官幹旋」の名の下に、日本鋼管株式会社労務課の職員に引き継がれ、朝鮮総督府又は京畿道庁の役人及び高等警察の警察官の監視下、汽車で釜山に連行され、特別高等警察の警察官及び憲兵の監視の下に船で下関へ連行され、そこから再び汽車に乗せられ、警察官の監視の下に川崎市の日本鋼管株式会社川崎製鉄所まで連行された。

このように、原告金景錫に対する強制連行は、被告及び被告の国策会社である日本鋼管株式会社が共同して、原告金景錫の兄金景錫を人質に取つて精神的自由を奪い、被告の警察官が常に監視して身体的自由を奪つて行われた。

(4) 強制労働の実態等

原告金景錫は、川崎（扇町）工場に連行された後、何らの職業訓練・安全教育を受けることもなく、まず、危険なホイスト・クレーンの運転業務に従事させられ、その後も

クレーン運転業務に従事させられていた。職場環境は、約四〇度の高熱と一日五センチメートル程もつもる埃で衛生環境は最悪であり、衛生防災施設は何もなく、一か月に二〇人もの労働者が労働災害事故等で死亡する程であった。職場における朝鮮人に対する民族差別は厳しく、日本人労働者と比較しても、朝鮮人の作業内容は危険であり、作業環境も悪かった。宿泊場所であった川崎市東小田の寮では、四畳半の部屋に五人が詰め込まれ、軍隊出身の指導員ともう一人の日本人に昼夜監視されていた。被告も、臨港警察署の特別高等警察の警察官を随時工場や寮に派遣し、直接の監視、調査等を行っていた。給料は、連行当初の「(給料として)月八〇円は出る。」との約束と違い、毎月一日の休みもなく一日一二時間働かされたにもかかわらず、額面は二五円前後で、そこから愛国貯金、共済会費、国防献金等を差し引かれ、手取りは一〇円そこそこであった。そして、高熱下で粉塵の舞う苛酷な労働環境、量が不足した非衛生的な食事、監視状態下で自由を拘束され、手紙も検閲される寮生活といった劣悪な環境下で就労を強制された。

(5) 被害状況等



一九四三年四月中頃、原告金景錫が朝鮮人を差別管理するためのパンフレット（半島技能工の育成）を発見したことに端を発して、朝鮮人のストライキが自然発生した。これに対して、被告及び日本鋼管は、数百人の警察官、数十人の憲兵等による徹底的な弾圧を加え、原告金景錫を含む多くの朝鮮人に拷問を行い、五〇名以上の朝鮮人を検挙した。この時の拷問により、原告金景錫は酷い暴行を受け、右肩の骨折脱臼等の傷害を負い、この後遺症は現在でも残っている。

原告金景錫は、この傷害により労働できなくなったため、一九四四年ころ、帰国を許されたが、それまで強制的にさせられていた貯金の払戻しも受けられず、帰国のための旅費も支給されず、友人からの餞別でようやく帰国することができた。

原告金景錫は、帰国後、要視察の対象となり、昼夜の別なく私服刑事に見張られていた。そんなある日、私服刑事が原告金景錫の家を訪れ、「お前、家にいてもしようがないから、釜山の勤労報国隊に行け。」と命じた。原告金景錫は、一言も逆らうこともできず、痛い腕のまま釜山鎮区草梁商業学校に収用中の昌寧郡出身勤労報国隊の庶務、主に到着軍需物資の荷揚げに人員を配置する仕事に三か月間従事させられているうちに解

放を迎えた。

(6) 金■■の強制連行の状況等

原告金景錫の兄金■■は、前記のとおり面長が強制連行しない旨を約したにもかかわらず、原告金景錫が強制連行された約一か月後、被告によって強制連行された。金■■に対する強制連行は、夜中に突然警察官と面事務所の労務係りの役人が現れ、ものを言わずに連行するという、完全に自由意思を奪って肉体を拘束するという形で行われた。金■■は四五日前に結婚したばかりであった。

(7) 金■■の強制労働の状況、死亡状況

金■■は、その翌日、釜山を経由して北海道夕張市の北海道炭鉱汽船株式会社新夕張炭鉱に連行され、いわゆる「タコ部屋」に強制収容された。手紙を出すこともできず、昼夜の別なく採炭夫として激しい労働に従事させられ、日本語が不自由だったためいつも殴られていた。

金■■からは、あまりにも腹が空くから麦の粉でも送ってくれるようにとの手紙がただ一回だけ来たきりで、その後、解放を迎えるまで消息は全く不明であった。

解放後、一緒に強制連行された村の者が現場の班長から託された手紙で、金■は一九四五年一月四日に夕張市社光六番地の北海道炭鉱汽船株式会社の病院で死亡したと知らされた。

(8) 身分関係

金■の妻は、約三年間金■の帰りを待ちわびていたが、その後、実家に帰り約三〇年間独身で過ごし、死亡した。原告金景錫は金■の実弟であるが、金■には子孫がなく、相続人であるその父母も既に死亡したので、金■の弟である原告金景錫に相続権がある。

(9) 原告金景錫の請求

被告及び日本鋼管株式会社が示し合わせ、朝鮮人差別に端を発するストライキの弾圧により、原告金景錫を障害ある身にしたばかりか、甚大な損害を与えたことに対して、また、原告金景錫を強制連行して、このような苛酷な労働と弾圧の条件を作ったことに対して、被告は責任がある。

そして、このような被告の植民地政策が生んだ悲惨な結果は、単に原告金景錫一家に

あるだけでなく、数千数万とあるものである。被告は、人道上の良識に照らして遺憾なきまで戦後処理をすべきである。

よって、原告金景錫は被告に対し、公式の謝罪と賠償・補償の支払いを求める。

(二) 原告宋■■■■ (創氏名・松川■■■■ 一九二三年二月二日生)

(1) 強制連行当時の生活状況等

原告宋■■■■は、母、兄一家とともに生活し、農業で暮らしをたてていたが、貧しい生活であった。原告宋■■■■は、学歴がなく、ハングルの読み書きもできない。

(2) 強制連行の状況等

一九四三年三月ころ、突然、日本人警官と数名の日本人が原告宋■■■■の居住する村に来て、一家から男性一人ずつを強制連行した。その際も連行中も、連行の目的や連行先については何ら知らされなかった。

原告宋■■■■は、汽車で釜山まで連行され、そこから船で下関に連行され、最終的には福岡県の赤池炭鉱に連行された。

(3) 強制連行中の生活状況等



原告宋■は、一九四三年三月ころから一九四五年八月の朝鮮解放時まで、赤池炭鉱において石炭採掘の労働に従事させられた。この赤池炭鉱は、おそらく筑豊の明治炭業赤池鉱山のことであると思われる。

原告宋■は、連日、一二時間以上労働させられた。賃金は、一年目は一切なく、二年目以降は小遣錢程度の額を受け取り、三年目には賃金は朝鮮の家族に送金していると聞かされた。しかし、家族は賃金の送金を受けていなかった。

炭鉱の仕事は危険であったが、安全管理はろくなされておらず、事故やけがが多かった。原告宋■も、作業中に頭部、耳等を負傷した。しかし、労働者が傷害を負っても、治療はおろか薬をくれることもなかった。

現場監督の日本人は、原告宋■ら労働者に対し、毎日暴力を振るった。

原告宋■は、約一八室程度の寄宿舎に寝泊まりさせられていたが、外出は禁じられており、強制連行中一度も市中に出られなかった。

(4) 朝鮮解放（日本敗戦）後の生活状況等

一九四五年八月の朝鮮解放と同時に、原告宋■は赤池炭鉱から放り出された。原告

宋■には当然故郷に帰るための旅費もなく、下関まで歩き、小さな木製の船で朝鮮半島に渡って故郷に帰った。

原告宋■には、炭鉱で作業中の負傷により、頭部には傷が残り、耳は聞こえなくなった。解放後、病院で耳の治療を受けようとしたが、聴力の回復は不可能であった。

(5) 原告宋■の請求

以上のように、原告宋■は、被告に強制連行されたことによつて多大の苦痛を受け、強制連行後も連行中の負傷による後遺症が残り、筆舌に尽くしがたい苦しい生活を強いられた。

よつて、原告宋■は被告に対し、国際的にも常識となっている最低限のこと、すなわち公式の謝罪と賠償・補償の支払いを求めらる。

(三) 原告劉■（一九四二年九月一六日生）

(1) 被害者

氏名 劉■（創氏名・不明）

本籍 大韓民国江原道寧越郡■

(2) 原告劉[ ]の父劉[ ]は、一九四二年未詳の日、労働者として強制連行され、山口県のある鉄鋼工場に送られたが、未だにその生死は不明である。

(3) 原告劉[ ]が生まれるころ、劉[ ]が強制連行された。原告劉[ ]は父親のいないまま育ち、貧困の中で母の苦労は涙ぐましいものであった。

(4) 被告は、右(2)、(3)の事実について、原告劉[ ]に対して、未だに何らの謝罪も報いもしておらず、人道に外れた行為であり、反省の気持ちがないと認めるほかない。

よって、原告劉[ ]は被告に対し、過去の事実について誠実な陳謝と賠償・補償を求めらる。

(四) 原告盧[ ] (一九五七年三月一四日生)

(1) 被害者

氏名 盧[ ] (創氏名・河城[ ])

本籍 大韓民国江原道洪川郡[ ]

生年月日 一九一一年三月一九日生

(2) 原告盧[ ]の祖父盧[ ]は、一九四五年六月に労働者として強制連行され、福岡県の

炭鉱で作業中に坑内事故により重傷を負いながら治療も受けられず、終戦後、日本に留まりながら療養したが癒らず、一九四九年に帰国させられたものの、当時の受傷が原因で間もなく死亡した。

(3) 原告盧■は、盧■のことについては詳しくは分からないが、幼い時、父盧■から悲しい過去の話をしばしば聞き馴れてきた。

(4) 右(2)、(3)の事実について、原告盧■及びその家族に対して、何らの報いもなく現今に至っているのは非情の至りである。

よって、原告盧■は被告に対し、戦争遂行のため盧■を無理矢理に連行して重傷を負わせ、治療もせず、「国民に非ず」として放棄した事実を認め、公式陳謝をすることともに賠償・補償を求める。

(五) 原告盧■ (一九四四年一〇月一日生)

(1) 被害者

氏名 盧■ (創氏名・河原■)

本籍 大韓民国江原道■



生年月日 一九一九年二月四日生

(2) 強制連行の状況等

原告盧■■の父盧■■は、徴用されるまで本籍地において農業をして生活していたが、その生活は山に入つてこうぞを取つて食べたりするような至つて貧しい生活であった。当時の家族構成は、原告の祖父、祖母、父、母、父の弟、妹の六人家族であった。父の学歴はない。

盧■■は、原告盧■■が生まれる一〇か月前である一九四三年一月二二日、日本人の警察官と朝鮮人の面書記が家にやってきて連れて行かれた。令状などは何もなかったが、抵抗はできなかった。盧■■は、面事務所連れて行かれて、その後帰つて来なかった。

一九四五年六月、被告から遺骨が送られてきて、盧■■の死亡を確認した。盧■■と一緒に徴用された人の話では、北海道か九州の炭鉱に送られ、そこで働いているとき、空襲で避難し、そこから出るときに爆撃で死亡したとのことであった。

(3) 連行後の家族の生活状況等

原告盧■■自身は、父が連れて行かれた後に生まれたので、その当時の状況はよくわからないが、土地を持っていない人間にとって、生活は当然苦しかった。原告盧■■の母は、父の遺骨を受け取った後、原告盧■■が三歳の時に原告盧■■を祖父母に預けて再婚した。その後結核で亡くなったと聞いたが、いつ亡くなったかはわからない。

原告盧■■は、戦後農業をして祖父母の面倒を見なければならなかったため、小学校にも満足に行けなかった。一六歳の頃から小作で働き、二三歳の時に結婚し、その後軍隊に入ったが、除隊後農業を続け、年に二〇万円の利益を得ている。家族は妻と五人の子供がいるが、現在医療保護を受けている。

(4) 原告盧■■の請求

原告盧■■は被告に対し、父盧■■を強制連行して死に至らしめたこと、原告を孤児の生活に陥らせたことについての陳謝及び賠償・補償を求める。

(六) 原告白■■ (一九三一年一月二日生)

(1) 被害者

氏名 白■■ (創氏名・白川■■)

本籍 大韓民国江原道瑞石面上軍杜里

生年月日 一九二八年一月二日生

(2) 強制連行の状況

一九四四年一月三〇日、警察と里長が原告白■の自宅に来て、原告白■の兄である白■（当時一六歳）を無理矢理連れて行った。目的地がどこで、目的が何であるかもわからなかった。

(3) 損害の発生原因事実

その後、白■からの手紙で、同人が炭鉱で働いていることはわかった。空腹に苦しんでいること、故郷が懐かしいなどと書かれていたことから、とうもろこしで飴を作り、二、三度送ったが、同人に届いたかどうか分からない。

次の年の稲穂の伸びるころである一九四五年の四月か五月ころに、面事務所から兄白■の遺骨を受け取り、同人の死亡を知った。

解放後、白■の友人と一緒に福岡県嘉穂郡にある上山田炭鉱で働かされていた白■から、白■は、炭鉱事故が原因で、同炭鉱の金剛寮において死亡したことを聞き知

った。白■が強制連行された後、原告白■は、幼いながらも大人と一緒に薪集めや木の皮を剥いで集めたりしなくてはならず、辛酸を嘗めて来た。

(4) 身分関係

原告白■は、三人兄弟の三男であり、白■は次男である。白■は未婚のまま死亡した。原告白■の両親及び長兄ともに死亡している。白■の相続権者は原告白■である。

(5) 原告白■の請求

原告白■は、兄白■の遺骨を受け取った後、被告から慰めの言葉すら受け取っていない。よって、原告白■は被告に対し、公式の陳謝と賠償・補償を求める。

(七) 原告池■（一九四四年六月三日生）

(1) 被害者

氏名 池■（創氏名・不明）

本籍 大韓民国江原道洪川郡 ■

生年月日 一九一九年



(2) 原告池■■■■の父池■■■■は、一九四三年未詳の日、近くの畑で仕事中、警察巡查と面事務所の職員に襲われ、家にも戻さずトラックに乗せられて、そのまま北海道に送られた。池■■■■は、北海道炭鉱汽船株式会社夕張炭鉱に連行されたが、その炭鉱で作業中に落盤事故により全身打撲傷を受け、また、急性肺炎に罹ったにもかかわらず、治療もしてもらえないまま帰還させられたため、三か月後、症状が悪化して遂に死亡した。

(3) 父池■■■■の死亡により、原告池■■■■は、母親李■■■■の下で成長したがため、ろくな教育も受けずに、父無き独子として今日に至っている。

(4) 原告池■■■■は被告に対し、その父である池■■■■をかように虐待したと受傷者を放棄の状態扱い、遂に死亡に追い込んだことについての公の真実の謝罪及び賠償・補償を求める。

(ハ) 原告金■■■■（一九二五年八月一四日生）

(1) 被害者

氏名 金■■■■

生年月日 一九一二年二月一四日生

(2) 強制連行前の生活状況

原告 ■■■ の叔父である金 ■■■ は、連行当時、大韓民国江原道横城郡公根面富倉里において、農業に従事しながら生計を立てていた。原告金 ■■■ は、五歳の時に父が死亡したことから、母とともに ■■■ の下で、同人の農業を手伝いながら生活をしてきた。原告金 ■■■ にとって、金 ■■■ は亡き父に代わる重要な人であった。

(3) 強制連行の状況

一九四三年四月ころ、金 ■■■ が農作業に従事中、駐在所の巡査（日本人）と面書記（朝鮮人）の二人が来て、金 ■■■ を強制的に連行して行った。当時、原告金 ■■■ は一六歳であった。

原告金 ■■■ は、金 ■■■ が強制連行される場になかったが、原告金 ■■■ の母が金 ■■■ が連行されて行くのを見ていた。その母の証言によると、同人が金 ■■■ を連行する巡査、面書記に対し、金 ■■■ をどこに連れて行くのかを問う暇もなく連行されたとのことであった。

(4) 連行先及び死因

金■が強制連行された一年後に、金■の遺骨とともに吉隈鑛業所と記載された同人の印鑑証明票が送られてきた。それで初めて、原告金■は、金■が九州にある吉隈鑛業所に労務者として送られたことを知った。加えて、金■が坑内作業中に落盤事故で即死したことも知った。

(5) 連行後の家族の生活状況

金■が日本に強制連行された後、残された原告金■を含む家族は、貧しい生活を強いられることになった。被告は、働き手であり、かつ原告金■にとっては父に等しい人であった金■を奪ったばかりか、原告金■を含む家族らに対し、銅の食器、匙などの供出を命じたほかに、米、麦、綿などを見つけ次第持ち去ったのであった。

(6) 原告金■の請求

大事な人命を奪った被告は、強制連行の責任を取らざるを得ない。残された家族の生活の困窮は目に余るものであり、原告金■は、何らの事後対策のない被告のやり方に憤慨している。

よって、原告金■は被告に対し、公式の謝罪と賠償・補償を求める。

(九) 原告洪 [ ] (一九二六年二月五日生)

(1) 被害者

氏名 洪 [ ] (創氏名・山田 [ ])

本籍 大韓民国忠清南道大徳郡 [ ]

生年月日 一九二三年四月一〇日生

(2) 強制連行前の生活状況等

洪 [ ] は、原告洪 [ ] の兄であり、家族として父 [ ]、母フアン・ [ ] の他に妹 [ ] と弟 [ ] ( [ ] ) がいたが、父は原告洪 [ ] が一〇歳の時死亡し、その七日後に弟 [ ] が出生した。

原告洪 [ ] の家族は、大韓民国忠清南道大徳郡儒城面九岩 [ ] に居住し、父が存命中は農業で、父死亡後は母が野菜の行商をして生計を立てていたが、生活は貧しく、食事も一日一回とれば良い方で、食事を準備することすらできない日もしばしばあり、兄弟は全員小学校にも通うことができない状態であった。

(3) 強制連行の状況



洪■は、一九四一年二月一〇日ころ、一七歳で被告により強制連行された。同日の朝食中、面の金■班長が洪■に対する徴用令状を持って、原告洪■の家に現れた。洪■は、即時に何の荷物も持たずに面事務所に出頭した。

その際、連行の目的、連行先、徴用期間等は一切知らされなかった。なお、洪■が何の抵抗もせずに面事務所に出頭したのは、令状が来たのに出頭しなければ、警察官に逮捕され、監獄に入れられるのがわかっていたからである。

(4) 強制連行後の家族の生活状況等

洪■は、強制連行当時、農場で働いてお金を稼いでいた。原告洪■はまだ一四歳と年少であったため、働くことはできず、洪■の強制連行後、家族はますます貧しい生活を強いられることになった。

強制連行後、約一年間は洪■の消息は不明であった。

一九四二年三月か四月に、洪■から手紙が来た。母はこれを受け取ったが、字が読めなかった。そのましましまい込んだ。原告洪■も字が読めなかった。母に秘密にその手紙を持ちだし、字が読める人に読んでもらったが、洪■が青森県の近辺に

連行されたことしわからなかった。なお、原告洪■■の弟は、連行先が鉄工所であったと記憶している。一九四三年夏ころ、洪■■から二通目の手紙が来た。現金が少々は入っていたが、やはり母がしまい込んでしまい、内容はわからなかった。一九四四年夏ころ、三通目の手紙が来たが、やはり母がしまい込んでしまい、内容はわからなかった。その後、洪■■からの連絡は一切ない。

一九四五年の朝鮮解放時、原告洪■■は、日本人の経営する果樹園で労働していたが、解放後は農業をして暮らしている。妹は朝鮮戦争の時に病気で死亡し、母も一九八七一年ころ死亡し、現在は原告洪■■と弟だけが生存している。

解放後も、洪■■の消息は、現在に至るまで、生死も含めて一切不明である。原告洪■■の母も兄弟も、洪■■が生きて帰ってくるのを、少なくとも被告から何らかの知らせがくるのを、ずっと待ち続けていた。母は、死亡前の一〇年間、毎朝目がさめると、門の前に立って、洪■■が帰ってくるのを待ち続けていた。しかし、現在に至っても、洪■■は帰ってこず、被告はその消息はおろか生死すら明らかにしない。

(5) 原告洪■■の請求

以上のように、原告洪 ■ は、被告が兄である洪 ■ を強制連行したこと、また、右強制連行後現在に至るまで同人の消息も生死も判明せず、被告もこれを明らかにしないことにより、多大な精神的苦痛を受けた。また、原告洪 ■ の家族を経済的にも支えていた洪 ■ の強制連行によって、残された家族はさらに悲惨な生活を強いられた。よって、原告洪 ■ は被告に対し、洪 ■ の死亡原因を確認の上、公式の謝罪と賠償・補償を求める。

(6) 原告李 ■ (一九四二年二月三日生)

(1) 被害者

氏名 李 ■ (創氏名・星山 ■)

本籍 大韓民国江原道洪川郡北方面 ■

(2) 強制連行の状況等

原告李 ■ の父である李 ■ は、一九四四年、当時三二歳の働き盛りにふさわしく従来の土地を耕作しながら中農の家庭を営み、村一番の有志として、強要された国防献金、愛国貯金等、面事務所や隣組(愛国班)というべき監視組織の行政末端の班長等を歴任

しながら、何とかして徴用だけは免れようとしていた。しかし、戦局が苛烈になるにつれ、李■は、遂に徴用され、北海道の炭鉱に連れ去られた。その時原告李■は生まれたばかりで李■の顔の見覚えもない。

李■と一緒に連行された人の話によると、坑内作業中に崩落事故に遭い、坑内救出作業が進行中なのに、横の坑道を保護するという理由でそのまま坑口を塞いだため、その時何十人の朝鮮人労働者が一挙に死んだということだった。被告は原告李■に対し、未だに遺骨や遺品等一切届けていない。

(3) 連行後の家族の生活状況等

連行後、父がいないので、原告李■の家族の生活は大変苦しかった。子供でもできる汚物の洗濯や家事の手伝いの仕事があったので、原告李■も含め兄弟達はそうやって労賃を得て生活していた。母は、男のする仕事も全部した。原告の姉達は、口減らしのため、若くして結婚した。

原告李■らの家族は、父の帰りを待ちわびていたが、朝鮮戦争の時に避難先で、北海道の炭鉱で父と一緒に働かせられていた人から、父の死亡の事実を聞いて知ったので



ある。

その後、一九六三年か四年に、韓国政府から対日請求権について確認するように通知が来て、原告 [ ] は、春川税務署に行き、父の死亡の事実を確認した。

(4) 身分関係

原告李 [ ] は李 [ ] の次男である。原告李 [ ] の兄は七歳で死亡している。そのほか姉が三人いるが、そのうち長女は一六歳で結婚し、現在も健在である。次女、三女は、それぞれ一七歳、二〇歳で結婚したが、いずれも現在は死亡している。よって、李 [ ] の相続人は、原告李 [ ] である。

(5) 原告李 [ ] の請求

原告李 [ ] は被告に対し、公式の謝罪と賠償・補償を求める。

(二) 原告李 [ ] (一九三二年五月二日生)

(1) 被害者

氏名 李 [ ]

本籍 大韓民国江原道洪川郡北方面 [ ]

生年月日 一九一六年四月一六日生

(2) 強制連行前の生活状況

李<sup>■</sup>は、強制連行当時、本籍地において、未婚のまま、母、兄、兄嫁、姪（原告李<sup>■</sup>）及び甥と居住し、一家の大黒柱として農業に従事していた。李<sup>■</sup>は、国民学校（小学校）卒業後、農業に従事したが、その生活は苦しく、貧しさを余儀なくされていた。

(3) 強制連行の状況等

一九四二年四月末日、李<sup>■</sup>は、家の近くの田畑で農作業を終え、帰途についた。すると、当時洪川郡北方の労務係をしていた面職員、制服を着た日本人巡査、日本の民間人（日本語を話していた）らが、帰宅途中の李<sup>■</sup>を呼び止め、有無を言わず面事務所<sup>■</sup>に連行した。李<sup>■</sup>の兄嫁（原告李<sup>■</sup>の母）、村人が、この連行の状況を離れた場所から目撃していたのである。

李<sup>■</sup>は面事務所<sup>■</sup>に連行されたが、そこには同じように強制連行された者達がおおり、李<sup>■</sup>を含む被強制連行者らは、面事務所<sup>■</sup>の庭に座らされていた。そして、面事務所<sup>■</sup>の

職員らは、連行してきた者達が逃げ出さないよう監視をしていたのである。これは、李  
■が連行され、不安・心配のあまりその後を追ってきた兄嫁が目撃していた。また、  
その時、日本の民間人が、「これから満州方面に行く。お前達は幸運なやつらだ。満州  
へ行けば大いに金儲けができる。田や畑は無料でもらえる。そこで働けば、三年後にそ  
の土地は全部自分のものになる。」と言っていた。これも李■の兄嫁が聞いていたの  
であった。

こうして、李■は強制連行されたが、面事務所等からはもちろん、李■からもそ  
の家族には何の連絡もこなかった。

家族は、李■がどこに連れて行かれたか分からず不安な日々を過ごしていたところ、  
一九四二年の夏ころ、李■から家族に「北海道の炭鉱で酷使されている。」という内  
容の便りが一回届いただけであった。その後、李■は消息を絶ち、生死不明のまま現  
在に至るのである。なお、その手紙は、死んだ祖母が大事に持っていたが、朝鮮動乱の  
時失った。

#### (4) 連行後の家族の生活状況等

貧しい生活を余儀なくされていたところに、一家の働き手であった李■■■■を強制連行により失い、残された家族の生活はいっそう苦しくなった。李■■■■の兄（原告李■■■■の父）は働けず、結局、その嫁（原告李■■■■の母）が農業に従事して生活を支えるしかなかった。そして、李■■■■の母（原告李■■■■の祖母）は家事を担ったが、その傍らで他家の仕事を手伝い家計の足しをしたのであった。貧しい生活の中、原告李■■■■は、小学校を出たらすぐに農業に就かざるを得なかった。現在も、原告李■■■■は、農業に従事しているが、生活は苦しく貧農である。

(5) 原告李■■■■の請求

李■■■■の消息は不明のままであり、その死を認めざるを得ないとしても、李■■■■を襲い強制連行した被告は、その死の状況を明らかにし、かつ、遺骨を返還する義務がある。あわせて、被告は、李■■■■を襲い強制連行したことについて公式に謝罪をすべきであり、かつ、賠償・補償をする義務がある。